

首席家庭裁判所調査官等に関する規則の運用について

平成7年7月14日最高裁家三第237号高等裁判
所長官及び家庭裁判所長あて事務総長依命通達

改正 平成16年3月31日最高裁家三第77号高等裁判
所長官及び家庭裁判所長あて事務総長依命通達

首席家庭裁判所調査官等に関する規則(昭和57年最高裁判所規則第4号。以下「規則」という。)の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 首席家庭裁判所調査官の職務

1 指導監督

(1) 首席家庭裁判所調査官が規則第1条第3項の規定により家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補(以下「家庭裁判所調査官等」という。)の一般執務及び調査事務(調査事務に関する家庭裁判所調査官補の補助事務を含む。以下同じ。)について行う指導監督((2)から(4)までにおいて「指導監督」という。)については、次に定めるところによる。

ア 家庭裁判所調査官等の事務が法律、規則、規程、通達等に従い適正かつ能率的に処理されているかどうかについて査閲し、査閲の結果その他の事由により必要があると認めるときは、当該事務について規則第3条第3項に規定する組の相互の間を調整し、家庭裁判所調査官等に助言若しくは指示を与え、又はこれを指導する。

イ 家庭裁判所調査官等の調査事務については、処理計画及び処理状況の把握に努め、当該調査事務が裁判官の命令の趣旨に従い、専門的知識を活用して有効かつ適切に行われるように特に配慮する。

ウ 家庭裁判所調査官等が作成し、又は取り扱う記録、調査に関する書類及び帳簿諸票については、これらが整備され、かつ、適切に管理されるように特に配慮する。

エ 家庭裁判所調査官等の勤怠、執務の態度及び行状に留意し、必要があると認めるときは、これに注意を与える。

(2) 首席家庭裁判所調査官は、家庭裁判所調査官等に対する調査事務についての命令が事案の内容、家庭裁判所調査官等の能力、事務の繁閑等に応じてされるように裁判官を補佐するとともに、指導監督に関し、必要があると認める事項について、当該家庭裁判所調査官等が配置されている裁判官に意見を述べることができる。

(3) 首席家庭裁判所調査官の指導監督の権限は、家庭裁判所調査官等の補助者として配置された裁判所事務官に及ぶ。

(4) 首席家庭裁判所調査官は、指導監督に関し、総括主任家庭裁判所調査官又は主任家庭裁判所調査官に補佐させることができる。

2 関係機関との連絡調整

首席家庭裁判所調査官が規則第1条第3項の規定によりつかさどる関係行政機関その他の機関との連絡調整については、次に定めるところによる。

(1) 少年保護、社会福祉、教育、労働等に関する行政機関その他の機関との間に開かれる会議及び地方青少年問題協議会、地方社会福祉審議会等の関係会議に出席して必要事項について連絡及び協議をする。

(2) 家庭裁判所調査官等の事務が円滑に行われるように、(1)に定める行政機関その他の機関と連絡及び折衝をする。

(3) 少年の補導を現に委託しており、又は委託することができる施設、団体又は個人に当該家庭裁判所の方針を了知させるとともに、委託少年の補導の実情を一般的に調査し、その結果その他の事

由により必要があると認めるときは、当該施設等に助言を与え、又はこれを指導する。

(4) 少年の補導を委託することができる施設、団体又は個人その他家庭事件を処理するために利用することができる社会資源を開発する。

3 諸施策の企画立案及び実施

首席家庭裁判所調査官は、家庭裁判所調査官等の事務が適正かつ能率的に処理されるための諸施策を企画立案し、及び実施する。

4 高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官の職務

高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官が規則第1条第4項の規定により当該高等裁判所の命を受けてその管轄区域内の家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官の事務について行う調整については、次に定めるところによる。

- (1) 当該家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官の事務の執行状況について調査する。
- (2) 当該家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官と協議し、又はその事務の取扱いについて助言を与える。
- (3) 当該高等裁判所の定めるところにより、当該高等裁判所に対し、調整の実施状況を報告する。

第2 次席家庭裁判所調査官の職務

1 首席家庭裁判所調査官の補佐

次席家庭裁判所調査官が規則第2条第3項の規定により首席家庭裁判所調査官に対して行う補佐は、首席家庭裁判所調査官が規則第1条第3項の規定により行う第1の1から3までの職務のすべてに及ぶ。

2 首席家庭裁判所調査官の職務の代行

次席家庭裁判所調査官（次席家庭裁判所調査官が2人以上であるときは、上席の次席家庭裁判所調査官）は、当該家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官に事故のあるとき、又は首席家庭裁判所調査官が欠けたときは、その職務を行う。

第3 総括主任家庭裁判所調査官の職務

総括主任家庭裁判所調査官が規則第3条第3項及び第4項の規定により家庭裁判所調査官等の一般執務及び調査事務について行う指導監督については、第1の1に定める首席家庭裁判所調査官の例による。

第4 主任家庭裁判所調査官の職務

主任家庭裁判所調査官が規則第4条第3項及び第4項の規定により家庭裁判所調査官等の一般執務及び調査事務について行う指導監督については、第1の1に定める首席家庭裁判所調査官の例による。

第5 高等裁判所の上席の家庭裁判所調査官の職務

1 指導監督

(1) 高等裁判所の上席の家庭裁判所調査官が規則第5条の規定により当該高等裁判所の家庭裁判所調査官の一般執務及び調査事務について行う指導監督については、第1の1の(1)及び(2)に定める首席家庭裁判所調査官の例による。

(2) 高等裁判所の上席の家庭裁判所調査官は、(1)の指導監督に関し、当該高等裁判所の家庭裁判所調査官のうち、当該上席の家庭裁判所調査官があらかじめ指定した者に補佐させることができる。

2 諸施策の企画立案及び実施

高等裁判所の上席の家庭裁判所調査官が行う諸施策の企画立案及び実施については、第1の3に定める首席家庭裁判所調査官の例による。

第6 その他

1 首席家庭裁判所調査官等の意見の聴取

家庭裁判所は、次に掲げる事務を処理するについて、当該家庭裁判所調査官等を指導監督する首席家庭裁判所調査官、規則第3条第4項に規定する上席の総括主任家庭裁判所調査官（支部の総括主任家庭裁判所調査官が1人であるときは、その者）又は規則第4条第4項に規定する上席の主任

家庭裁判所調査官（支部の主任家庭裁判所調査官が1人であるときは、その者）の意見を聴くものとする。

- (1) 家庭裁判所調査官等の配置
- (2) 家庭裁判所調査官等の昇格、昇給その他の身分に関する処置
- (3) 家庭裁判所調査官等の研修及び協議会の企画

2 首席家庭裁判所調査官の事務の補助者の配置

家庭裁判所は、首席家庭裁判所調査官の事務を補助させるため、その下に相応な員数の家庭裁判所調査官等を配置することができる。

3 上席の総括主任家庭裁判所調査官の指名

規則第3条第4項に規定する上席の総括主任家庭裁判所調査官は、当該支部の総括主任家庭裁判所調査官の中から、最高裁判所が指名する。

4 上席の主任家庭裁判所調査官の指名

規則第4条第4項に規定する上席の主任家庭裁判所調査官は、当該支部の主任家庭裁判所調査官の中から、当該家庭裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が指名する。

5 高等裁判所の上席の家庭裁判所調査官の指名

規則第5条に規定する高等裁判所の上席の家庭裁判所調査官は、当該高等裁判所（支部を除く。）の家庭裁判所調査官の中から、当該高等裁判所が指名する。

付 記

1 実施

この通達は、平成7年8月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和57年6月14日付け最高裁家三第222号事務総長依命通達「首席家庭裁判所調査官等に関する規則の運用について」（以下「旧通達」という。）は、平成7年7月31日限り、廃止する。

3 経過措置

この通達の実施前に旧通達の定めによりされた規則第3条第4項に規定する上席の総括主任家庭裁判所調査官及び規則第4条第4項に規定する上席の主任家庭裁判所調査官の指名は、この通達記第5の3又は4の定めによりされたものとみなす。

付 記

この通達は、人事訴訟法（平成15年法律第109号）の施行の日（平成16年4月1日）から実施する。